

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成16年5月24日

京都市長 榎本 頼兼

建築物の所在地、用途及び構造	命令を受けた者の住所及び氏名	命令年月日	命令の内容	根拠条項
伏見区住吉町 425番地 8 住宅 木造2階建て	京都市伏見区上板橋町 504番地 1 竹中 功文	平成16年 4月6日	(1) 工事の施工を停止すること。  (2) 平成16年4月29日までに、前記の建築物のうち、 ア 西側に設置されているコンクリートブロック造の柱状の部分及びその上部に	第9条 第1項

			<p>設置されている木造の軸組を除却すること。</p> <p>イ 道路内に突出した部分を除却すること。</p> <p>ウ 建築面積の敷地面積に対する割合が、10分の6を超える部分を除却すること。</p>	
--	--	--	---	--

(都市計画局建築指導部監察課)